

源泉所得税

(10) 非居住者及び外国法人の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税又は免税分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	—	486,216,555	—	486,216,555	6,335,329
利益又は利息の配当、 残余金の分配、基金利息の分配、 特定証券投資法人の投資口の配当等、 公募・私募証券投資信託の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配	一 般 分	243,545	461,478,803	—	48,996,460
	源泉分離選択課税分	642	17,525,140	—	2,168,226
小 計	244,187	479,003,943	5,129,471	484,133,414	51,164,686
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	139,824,559	—	139,824,559	27,557,194
給 料 ・ 賞 与 等	71,477	80,354,761	33,639,520	113,994,281	11,160,741
退 職 所 得	2,155	13,419,744	215,077	13,634,821	2,777,369
役 務 の 報 酬	20,205	37,062,353	3,269,374	40,331,727	5,433,841
工業所有権その他の技術に関する権利等の 使用料又はその譲渡による対価	11,315	1,104,262,560	1,217,190	1,105,479,750	113,461,261
著作権の使用料又はその譲渡による対価	29,540	566,696,784	9,544,387	576,241,171	48,871,374
貸 付 金 の 利 子	5,003	94,196,816	122,971,729	217,168,545	11,427,768
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	11,748	29,886,412	6,438,061	36,324,473	4,230,872
機 械 等 の 使 用 料	246	2,420,490	508,686	2,929,176	255,849
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	601	96,850,025	—	96,850,025	6,994,084
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	4,444	22,018,021	6,426,377	28,444,398	3,870,413
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	1,960	1,929,134	—	1,929,134	40,060
賞 金	575	996,646	809,329	1,805,975	131,328
計	—	3,155,138,803	190,169,201	3,345,308,004	293,712,171

調査対象：平成15年分について、平成16年4月30日までに「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」の提出のあったもの

- (注) 1 この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。
2 「支払金額」の「非課税又は免税分」欄の内容は、租税条約等に基づき課税の免除を受けた金額を示す。

(11) (10)のうち、租税特別措置法又は租税条約の適用により課税の軽減を受けたもの

区 分	適 用 内 容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約	—	—	—
利益又は利息の配当、残余金の分配、基金利息の分配、 特定証券投資法人の投資口の配当等、公募・私募証券投資信託の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配	租 税 条 約	5,132	118,855,274	11,463,241
給 料 ・ 賞 与 等	租 税 条 約	—	—	—
退 職 所 得	租 税 条 約	—	—	—
役 務 の 報 酬	租 税 条 約	—	—	—
工業所有権その他の技術に関する権利等の 使用料又はその譲渡による対価	租 税 条 約	6,215	890,367,767	87,225,689
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租 税 条 約	21,518	429,273,292	42,902,586
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約	2,419	40,438,686	4,058,146
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租 税 条 約	333	2,419,150	243,535
機 械 等 の 使 用 料	租 税 条 約	60	1,317,163	126,457
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租 税 条 約	236	4,955,864	629,113
賞 金	租 税 条 約	—	—	—
計		35,913	1,487,627,196	146,648,767

(12) 非居住者及び外国法人の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分
	千円	千円	千円	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	5,579,023	8,393,626	9,103,313	9,116,265	6,335,329
利益又は利息の配 当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特 定証券投資法人の投 資口の配当等、公 募・私募証券投資信 託の収益の分配及び 特定株式投資信託の 収益の分配	53,297,485	69,403,174	72,113,793	83,234,738	48,996,460
一般分					
源泉分離選択課税分	27,523	31,905	371,168	395,553	2,168,226
小計	53,325,008	69,435,079	72,484,961	83,630,291	51,164,686
匿名組合契約に基づく収益の分配	—	—	—	10,716,511	27,557,194
給料・賞与等	9,444,124	8,376,397	11,596,387	9,278,496	11,160,741
退職所得	5,021,847	4,236,043	1,381,336	1,641,641	2,777,369
役務の報酬	3,982,243	4,453,523	5,380,254	5,842,238	5,433,841
工業所有権その他の技術に関する権利等の 使用料又はその譲渡による対価	103,385,714	117,005,030	111,712,792	112,151,283	113,461,261
著作権の使用料又はその譲渡による対価	47,103,666	44,161,654	45,943,467	50,100,798	48,871,374
貸付金の利子	4,749,367	6,962,082	36,890,266	19,392,818	11,427,768
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	3,189,166	3,142,305	6,517,567	3,389,652	4,230,872
機械等の使用料	193,953	96,439	97,064	271,423	255,849
土地等の譲渡による対価	733,634	1,478,110	17,042,041	8,409,874	6,994,084
人的役務提供事業の対価	2,708,677	2,483,153	4,096,977	4,094,682	3,870,413
生命保険契約等に基づく年金	3,634	4,099	33,980	2,623	40,060
賞金	236,705	323,067	112,567	114,178	131,328
計	239,656,761	270,550,607	322,392,971	318,152,773	293,712,171

(参 考)

源泉徴収税率	
利子所得 …… 一律源泉分離課税	15%
配当所得 …… ① 上場株式等の配当等 (公募証券投資信託の収益の分配、特定株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等を含む)	7%
② ①以外の配当等	20%
③ 源泉分離課税分	15%
給与所得 …… 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める税額	(略)
退職所得 …… ① 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
② ①の申告書を提出しない場合は退職金の支給金額	20%
公的年金等 …… ① 「扶養親族等申告書」の提出がある場合は、公的年金等の支給金額から、年齢、支給金額等に応じた一定額を控除した残額	10%
② ①の申告書の提出がない場合は支給金額の75%相当額	10%
報酬料金等 …… ① 原稿料等 (所得税法第204条1項1号)	イ 1回の支払金額100万円以下の部分 …… 10% ロ 1回の支払金額100万円超の部分 …… 20%
弁護士、税理士等 (同2号)	
職業野球選手、騎手等 (同4号)	
芸能等についての出演、演出等 (同5号)	
契約金 (同7号)	
② ①のうち司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同2号) = 1回の支払金額から1万円を控除した残額	
①のうち職業拳闘家 (同4号) = 1回の支払金額から5万円を控除した残額	
①のうち外交員、集金人 (同4号) = 月の支払金額から12万円を控除した残額	10%
③ ホステス、バンケットホステス、コンパニオン等 (同6号、措置法第41条19) = 1回の支払金額から5千円×日数を控除した残額	10%
④ 広告宣伝の賞金 (所得税法第204条1項8号) = 1回の支払金額から50万円を控除した残額	10%
⑤ 競馬の馬主が受ける賞金 (同8号、第174条11号) = 賞金額から賞金の20%+60万円を控除した残額	10%
⑥ 診療報酬 (第204条1項3号) = 月の支払金額から20万円を控除した残額	10%
⑦ 生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第207条) = 支払われる年金の対応する保険料等を控除した残額 (25万円未満の場合は源泉徴収不要)	10%
割引債の償還差益 (措置法第41条の12) = 券面金額から発行価額を控除した残額	18%
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収の選択をした特定口座に限る)	7%